

5 運用基金の状況

運用基金とは、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、一定の原資金を貸付けなどの方法で回転運用することによって特定の事務又は事業を運営するために設置する基金である。本市では久留米市土地開発基金及び久留米市高額療養費支払資金貸付基金が設置され、運用が行われている。

(1) 久留米市土地開発基金

運 用 状 況 調 書

(単位:千円)

区 分	平成24年度末 基金額	運用額	償還額	基金 積立額	取崩額	平成25年度末 基金額
現 金	2,040,691	△1,348	93,051	3,091	0	2,135,485
貸付金等の 未償還額	844,431	1,348	△93,051	—	—	752,728
計	2,885,122	0	0	3,091	0	2,888,213

本基金の設置目的は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することによって市の事業の円滑な執行を図ることにある。

本年度は、多目的運動広場整備事業用地取得のための基金利用依頼による運用が、約135万円あったほか、平成25年4月に改定された償還表に基づいて競輪事業特別会計から約9,305万円が償還されている。

基金積立額は、競輪事業特別会計への貸付金利息と本基金の繰替運用に係る利子等との合計額である。その結果、基金額は前年度末より約309万円増加して、28億8,821万3千円となった。

(2) 久留米市高額療養費支払資金貸付基金

運 用 状 況 調 書

(単位:千円)

区 分	平成24年度末 基金額	運用額	償還額	平成25年度末 基金額	運用益金 繰出額 (預金利息)
現 金	45,000	△82,249	82,249	45,000	9
未償還額	0	—	—	0	—
計	45,000	△82,249	82,249	45,000	9

本基金は、久留米市国民健康保険の被保険者に係る高額療養費の支払いに必要な資金の貸付けを行うことにより、医療費支払いの円滑化と市民の健康と生活の安定に寄与することを目的として設置されている。本年度の運用状況は表のとおりである。

実績としては、504件の貸付けが行われ、1件当たり平均貸付額は16万3千円であった。運用益金9千円は、一般会計に繰り出されている。